

平成 29 年度 知財ビジネス評価書作成支援 公募要領 (応募枠 C)

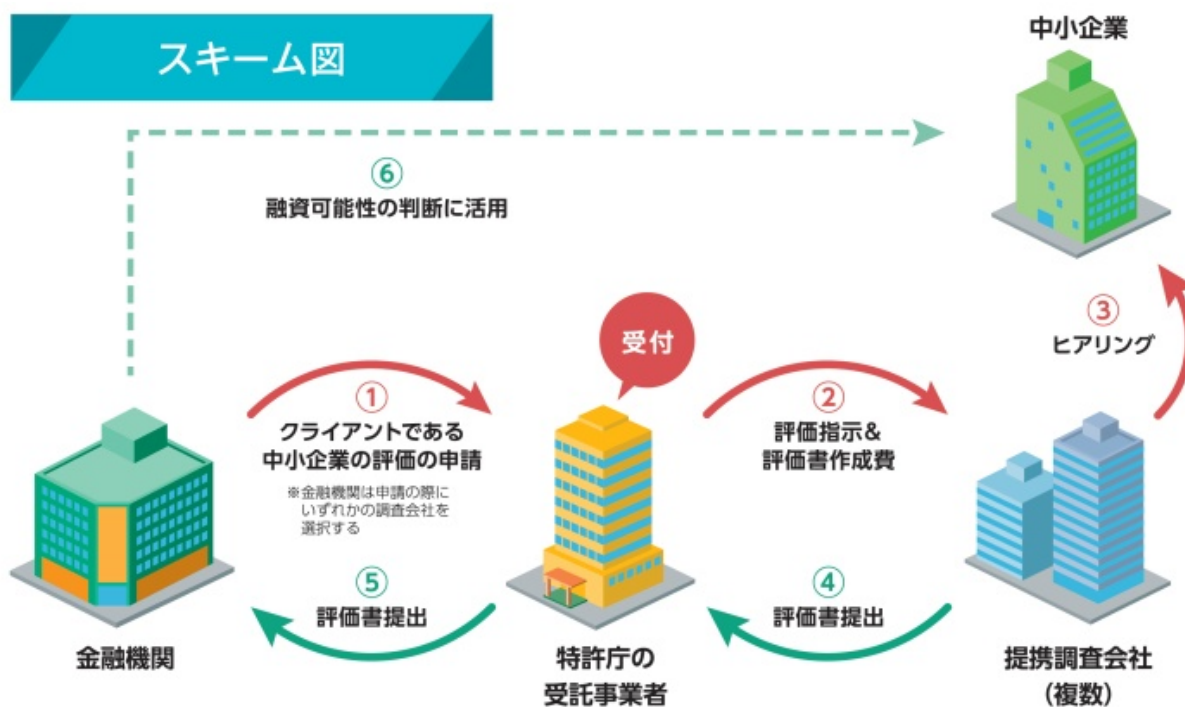
中小企業知財金融促進事業事務局

(受託事業者 : 三菱 U F J リサーチ & コンサルティング株式会社)

1 . 知財ビジネス評価書について

(1) 目的

特許等の知的財産¹を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資や経営支援の可能性拡大に資するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供します。知財ビジネス評価書は、知的財産を活用している中小企業への融資や経営支援等を検討・判断する際の補強材料としてご活用いただくことを想定しています。



¹ 知的財産について : 本事業で知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権としています。

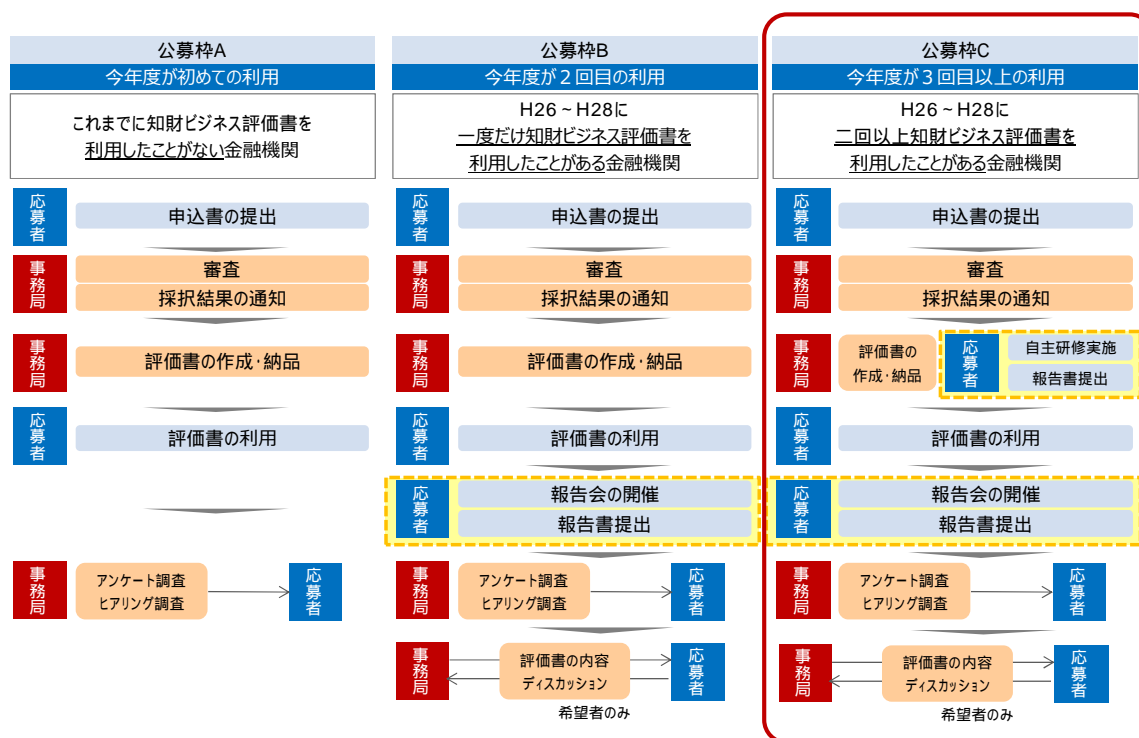
(2) 知財ビジネス評価書の作成

知財ビジネス評価書の作成は高い専門性を有する調査会社が実施します。評価方法や内容等は調査会社ごとに特徴があるため、「(別紙) 調査会社について」をご参照の上で案件の性質に応じた調査会社を選定ください。ただし、**応募金融機関が調査会社と独自に提携しており、かつ当該調査会社の評価書の活用実績がある場合には、応募の際に同一の調査会社を指定することをお断りさせていただいております。(提携しているものの、まだ評価書の活用実績がない場合は、事務局までご相談ください)**

各調査会社が作成する評価書の様式やサンプルを知財金融ポータルサイトに掲載しております。調査会社選定の際に参照してください。(<http://chizai-kinyu.go.jp>)

知財ビジネス評価書を作成するにあたり、評価対象企業に対して調査会社がヒアリング等を実施させていただく場合がございます。また、作成した知財ビジネス評価書をご利用された後に、中小企業知財金融促進事業事務局から応募金融機関に対して知財ビジネス評価書に関するご意見をアンケート形式もしくはインタビュー形式で伺わせていただきます。

< 知財ビジネス評価書作成支援の流れ² >



² 過去の知財ビジネス評価書の利用回数に応じて、応募枠や応募書類は異なります。なお、応募枠 A に該当する金融機関が応募枠 B あるいは C で応募すること、また、応募枠 B に該当する金融機関が応募枠 C で応募することは可能です。

2. 募集について

(1) 募集内容

件名	知財ビジネス評価書作成支援
募集期間	平成 29 年 6 月 19 日～平成 29 年 12 月末 ただし採択予定件数に達し次第終了
募集形式	公募
採択予定件数	伴走型支援とあわせて 200 件程度

(2) 応募資格

応募資格 : 全金融機関に求める共通応募資格

- 中小企業への融資を行っている金融機関であること。
- 採択された場合に、知財ビジネス評価書を利用した金融機関として、金融機関名を公表することに同意できること。(評価の対象となった企業の名称公開は任意です。)
- 応募申込書に記載した内容等について、事務局による問い合わせに対応できること。
- 対象企業が中小企業であり、登録されている特許権・実用新案権・意匠権・商標権のいずれかを有していること。(出願中の場合や権利失効している場合は対象外です)
- 対象企業の内諾を得ており、ヒアリングを実施する調査会社を指定した場合には、対象企業へのヒアリングが可能であること。
- 知財ビジネス評価書利用後に事務局による応募金融機関へのヒアリングが可能であること。 ヒアリングには特許庁等の関係者が同席する場合があります。
- 知財ビジネス評価書利用後 5 年間、金融機関内部での知財ビジネス評価書の活用状況等について、特許庁もしくは特許庁が委託する事業者によるフォローアップ調査への協力が可能であること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 評価の対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。
 - * 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - * 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - * 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

ヒアリング内容につきましては、特許庁に報告をさせていただきます。また応募金融機関及び案件当事者の同意を前提として事例として公表させていただく場合があります。

応募資格：応募枠 C の金融機関に求める応募資格

知財ビジネス評価書の利用をきっかけとして、組織内で知財金融に関する取組を展開していただくために、次の 2 点に同意できること。

(1) 自主研修の実施

知財ビジネス評価書を実務で活用するイメージを事前に持っていただくことを目的として、自主研修の実施を応募要件とします。

- 年内に、応募者の所属部署が中心となり「知財を切り口とした企業の実態把握」をテーマとした自主研修を行うこと。
- 実施結果については、所定の書式で事務局に報告すること。

自主研修の実施にあたり、事前に研修内容や実施方法などについて事務局と調整を行うようにしてください。(特許庁が作成している研修資料やプログラム等も活用可能ですので、研修の実施方法については事務局に事前にご相談ください。)
申込日から過去半年以内に同趣旨の研修を既に実施している場合は、免除される可能性がありますので事務局にご連絡ください。

<平成 28 年度の実施例> プログラム等はあくまでも一例です。

参加者：融資部、法人営業部、地方創生関係部署等

プログラム： 「知財制度と国の施策の紹介」「中小企業における知的財産の役割」

講師：特許庁 産業財産権専門官

「金融機関職員のための知的財産活用のススメ」

<http://chizai-kinyu.go.jp/reference/docs/reference01.pdf>

講師：金融機関担当者 / 特許庁 産業財産権専門官 / 事務局

「知財ビジネス評価書活用事例の紹介(過年度採択案件)」

講師：金融機関担当者

(2) 報告会の開催

知財ビジネス評価書から得られた示唆を組織的に展開していただくために、報告会の開催を応募要件とします。

- 知財ビジネス評価書の受領後に、応募者の所属部署が中心となり、事務局および特許庁の参加が可能な形式で実施報告会を開催すること。
- 開催結果については、所定の書式で事務局に報告すること。

報告会の開催にあたり、事前に実施方法などについて事務局と調整を行うようにしてください。

<平成 28 年度の実施例> 報告内容はあくまでも一例です。

参加者：融資部、本店営業部、経営支援部等

報告内容： 「知財ビジネス評価書の解説」

報告者：金融機関担当者 / 事務局

「知財ビジネス評価書から把握できたことと今後の支援方針」

報告者：金融機関担当者

「知財ビジネス評価書の活用に関するディスカッション」

参加者全員

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

知財ビジネス評価書提供後、事務局担当者と知財ビジネス評価書の内容に関するディスカッションを希望される場合、申込書の「ディスカッション希望欄」にチェックを入れた上で応募してください。(ディスカッションを希望する場合には、評価対象企業に関する事業性評価レポートや定性分析シート等の作成を行っていることを条件とし、可能な範囲で評価対象企業に関する定性情報の共有を依頼する場合があります。)

応募にあたっては、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を使って対象企業が保有している権利(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)を調査し、申込書に登録番号と権利の有効期間(残存期間)を記載してください。検索方法等については、末尾の「参考：権利の検索について」を参照してください。

提出書類

- 1) 応募申込書(応募書類)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

提出期限

平成29年6月19日より平成29年12月末までは随時提出いただけます。ただし、年度の途中で採択予定件数の上限に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

提出場所

【メールでの応募】

E-mail: ipf@murc.jp

メールの件名に、「知財ビジネス評価書 一般応募」と記載してください。

【郵送での応募】

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

中小企業知財金融促進事業事務局

上野 翼

封筒に「知財ビジネス評価書応募書類在中」と朱書きすること。

3．結果の通知について

- * 応募いただいた案件から随時選定を行い、採択・不採択に関わらず結果を通知します。
(評価書作成の開始時期については、ご相談をさせて頂く場合があります。)
- * 採択されなかった場合についての応募書類につきましては当社にて書類を廃棄します。
- * 特定の地域、金融機関に係る応募が集中した場合は、本事業を広くご利用いただきたい趣旨から採択する案件を制限させていただく可能性があります。
- * 特定の調査会社に応募が集中した場合には、第二希望の調査会社に変更をさせていただく可能性があります。

4．個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<http://www.murc.jp/corporate/privacy/>)に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、知財ビジネス評価書に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

(5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
中小企業知財金融促進事業事務局 担当：上野(うえの)
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

5. 問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
中小企業知財金融促進事業事務局 担当：上野（うえの）
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

【参考：権利の検索について】

- 対象企業が保有する権利を検索する際には、J-PlatPat をご利用ください。（無料）

< 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) >

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

< 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) ガイドブック・マニュアル >

http://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html

(ヘルプデスク: 03-6666-8801 (9:00-21:00))

- * 登録された特許の検索を行う際には、J-PlatPat の「特許・実用新案テキスト検索」画面で、「特許公報 (特公・特許(B))」にチェックを入れてください。

- * 権利の有効期間 (存続期間) については、「経過情報」内の登録情報に記載された、「登録細項目記事」を確認ください。